

会社名: 株式会社 ホリケン		承認	承認	承認	承認	承認	承認
第157回 ホリケン合同勉強会兼安全衛生協議会 議事録							
実施年月日	2025年7月4日	議事録作成者					
責任者	堀 峰也	出席者			別紙参照		
1 2025年に施工の建築関係における法改正について		3 ⑦熱中症対策の義務化					
※添付PDF資料にて内容の確認		令和7年6月1日から職場における熱中症対策を強化するための安衛則の改正が施工					
①4号特例の見直し ②構造規制の合理化・構造計算義務の拡大		熱中症の恐れがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処すること					
③省エネ基準への適合義務化 ④木造建築の防火・耐火既定の合理化・強化		により、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が					
⑤既存ストックへの特例緩和 ⑥安全措置の対象拡大 ⑦熱中症対策の義務化		事業者には義務付けられます。					
その中でも現場で大きく関わる法改正は⑥、⑦である。		1.「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症の恐れがある作業員を見つけた者」が					
		その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。					
2 ⑥安全措置の対象の拡大		2.熱中症の恐れがある作業員を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、					
令和7年4月から「事業者が行う退避や立入禁止措置について、保護対象の拡大」		①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等					
安衛法に基づく省令改正により、作業を請負わせる一人親方等や同じ作業を行う		②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために					
労働者以外の人に対しても労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置を実施		必要な措置の実施手順の作成及び関係者への周知					
することが事業者には義務付けられる。		そして対象となるのは「WBGTが28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は					
危険箇所等における立入禁止の措置は個々の事業者が当該場所において措置		1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業・・・夏場の作業はほぼ全て当てはまるということ。					
すべきものであるが、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者には課される		※厚労省からのリーフレットの内容を基に熱中症の発生状況、WBGT値の活用方法、熱中症の恐れが					
場合は、元方事業者がまとめて実施するなどでも差支えはない。		ある者に対する処置の例、日々の体調管理や周囲の作業員の疑うべき変化の項目を確認					
ただ、重層請負の場合、一次下請は二次下請に対し、二次下請は三次下請に対し		しました。					
措置義務を負う。							
		4 熱中症予防対策における動画の視聴					
周知の方法は		・作業員自身の日々の体調管理の重要性の再確認					
①常時作業場所の見やすい場所に掲示または備え付ける。		・暑熱順化の必要性					
②書面を交付する。		・管理者の日常での作業開始前・作業中の体調確認、声掛け、単独作業の危険性					
③磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずるものに記録した上で、		・水分塩分の補給、年齢差による体調への影響、持病疾患などが熱中症の発生、					
各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する。		重篤化のリスクが多いことの確認					
④口頭で伝える。							
上記①～④のいずれかの方法で行うこと。							
※厚労省からのリーフレットを基に内容確認を行いました。							

参加者氏名は、個人情報につき非表示とさせていただきます。

出席者名簿

実施年月日	2025年7月4日
実施会社名	株式会社 ホリケン
責任者	堀 峰也
議事録作成者	

NO.	会社名	参加者名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

[illegible]